

掛川市告示第71号

掛川市指定金融機関等の指定（平成17年掛川市告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月25日

掛川市長 松 井 三 郎

2の表株式会社静岡銀行掛川東支店の項及び株式会社静岡銀行掛川西支店の項を削り、株式会社静岡銀行掛川支店の項中所属の取扱店「本店、支店（掛川東支店及び掛川西支店を除く。）及び出張所」を「本店、支店及び出張所」に改める。

2の表島田掛川信用金庫連雀支店の項、島田掛川信用金庫下俣支店の項、島田掛川信用金庫掛川東支店の項、島田掛川信用金庫城北支店の項、島田掛川信用金庫桜木支店の項、島田掛川信用金庫駅南支店の項、島田掛川信用金庫大須賀支店の項、島田掛川信用金庫大東支店の項及び島田掛川信用金庫大東北支店の項を削り、島田掛川信用金庫本店の項中所属の取扱店「支店（連雀支店、下俣支店、掛川東支店、城北支店、桜木支店、駅南支店、大須賀支店、大東支店及び大東北支店を除く。）及び出張所」を「支店及び出張所」に改める。

2の表掛川市農業協同組合桜木支所の項中所在地「掛川市下垂木1180番地の9」を「掛川市富部4番地の1」に改める。

附 則

この告示中2の表島田掛川信用金庫連雀支店の項、島田掛川信用金庫下俣支店の項、島田掛川信用金庫掛川東支店の項、島田掛川信用金庫城北支店の項、島田掛川信用金庫桜木支店の項、島田掛川信用金庫駅南支店の項、島田掛川信用金庫大須賀支店の項、島田掛川信用金庫大東支店の項及び島田掛川信用金庫大東北支店の項を削り、島田掛川信用金庫本店の項中所属の取扱店「支店（連雀支店、下俣支店、掛川東支店、城北支店、桜木支店、駅南支店、大須賀支店、大東支店及び大東北支店を除く。）及び出張所」を「支店及び出張所」に改める改正規定は令和2年6月11日から、その他規定は告示日から施行する。